

UKIPO が特許法等の改正法案を議会に提出

2013年06月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2013年5月10日、UKIPOは、特許法等に関する改正案を議会に提出しました*1。この改正法案は、特許権を介して製品や技術の保護をより良い状態にするためのものです。

主な改正事項(案)として、費用が嵩む訴訟に代わる代替策であって、安価で早期に結果を得ることができる代替策を提供すること、権利の安定性を高めること、EU統一裁判所協定の実施に関すること、及び、特許出願の未審査滞貨を削減するための国際協力に関すること等を含んでいます。これらについて以下に説明します。

【全2頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 LINK: <http://services.parliament.uk/bills/2013-14/intellectualproperty.html>.